令和８年（フ）第７２７９号
東京都練馬区上石神井２丁目29―４―305
債務者　古川　隆雅
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３３３号
東京都文京区目白台２丁目２―２―201
債務者　吉田　　広
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３３７号
東京都足立区平野３丁目15―17―201
債務者　森川　香織
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３３９号
東京都足立区鹿浜８丁目19―12―311
債務者　太田　裕貴
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３７０号
東京都北区滝野川２丁目２―16―101
債務者　吉木　　章
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３７６号
東京都墨田区向島５丁目43―９―303
債務者　小島　健司
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３９９号
東京都足立区花畑８丁目８―21―707
債務者　尹　　覺律
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４００号
東京都足立区中央本町１丁目８―４―502
債務者　板垣千寿香
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４０２号
東京都江戸川区西葛西８丁目４―16
債務者　日高　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４０３号
東京都板橋区成増５丁目５―４―101
債務者　坂野　愛子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４１５号
東京都葛飾区柴又１丁目10―２―102
債務者　小池　大登
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２５３号
北海道旭川市６条西３丁目２番４号　篠澤マンション　Ｃ―２
債務者　高橋　千恵
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月17日午後１時30分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７３３２号
東京都新宿区上落合１丁目25―25―204
債務者　久住由佳子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３７３号
東京都足立区保木間１丁目18―17―401
債務者　立花　澪矢
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５６３号
大阪府八尾市南木の本４丁目39番地の１　サニープラザＢ―302号
債務者　大峰　辰也
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８２３号
大阪府高槻市柳川町１丁目６番８―201号
債務者　野口　綾香（旧姓緒方）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部